

転することはできない。改正の⑧

⑧ 改正後の⑨⑩
⑩ 略

⑪ 大改正
大改正後、自動車運転免許を受けた者は、第二項の規定にかかわらず、自動車運転免許業務の適化に関する法律、平成十一年法律第五十七号、第六項に規定する代行人運転自動車普通自動車に限る。以下、代行人運転自動車普通自動車と称する。この場合において、仮免許を受けた者は、第二項から第九項までについては第八十八条第一項第七号

第二種免許

第六条(一) 次の表の左欄に掲げる自動車若しくは旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る営業を遂行する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ、それぞれ左表の下欄に掲げる第一種免許を受けなければならない。

自動車の種類	第二種免許の種類
大型自動車	大型自動車免許
中型自動車	中型自動車免許
普通自動車及び大型特殊自動車	普通自動車免許

② 前項の表の下欄に掲げる第一種免許を受けた者は、同表の区分に従い、当該自動車に当該項目で運転することができるほか、当該第一種免許に対応する第一種免許を受けた者の前条第二項の規定により運転することができ、自動車等を運転することにより、大型第一種免許を受けた者にあつては旅客自動車である中型自動車又は普通自動車、中型第一種免許を受けた者にあつては旅客自動車である普通自動車を当該目的で運転することができる。

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

ときは大型仮免許、中型自動車であるときは中型仮免許を、普通自動車であるときは普通仮免許を受けなければならない。

② 大型仮免許を受けた者は大型自動車、中型自動車又は普通自動車、中型仮免許を受けた者は中型自動車又は普通自動車、普通仮免許を受けた者は普通自動車を、練習のため又は、仮試験等において運転することができる。この場合において、仮免許を受けた者は、練習のため自動車運送事業を営むこととするとき、その運転席の横の乗車装置に、当該自動車と同一の運転操作が可能な第一種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く）が当該期間中、当該期間中、当該期間中の効力が停止されている期間を除く）が通算して三年以上のもの、当該自動車運転をすることができる第一種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く）その他政令で定める者を同乗させ、かつ、その指導の下に、当該自動車運転をしなければならない。

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

に規定する認知症（第二十一条第一号の二において、単に「認知症」として用いられる者）

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

大型第二種免許の運転を受けようとする者にあつては、大型仮免許、中型仮免許又は中型第二種免許の運転免許試験を受けようとする者にあつては大型仮免許又は中型仮免許を、内閣府令で定めるところにより道路において自動車の運転の練習を受ける者でなければならない。

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

㊱ 略

㊲ 略

㊳ 略

㊴ 略

㊵ 略

㊶ 略

㊷ 略

㊸ 略

㊹ 略

㊺ 略

㊻ 略

㊼ 略

㊽ 略

㊾ 略

㊿ 略

㋀ 略

㋁ 略

㋂ 略

自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有するかどうかを確認するための試験（以下「再試験」という）を行うものとする。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。
一 当該免許を受けた日前十八以内に、当該免許に係る免許自動車等を運転することができ、他の種類の免許（仮免許を除く。第三号において「上位免許」という）を受けていたことがある者。
二 略
三 当該免許を受けた日以後に上位免許を受けた者。
四 第八十条の二第二項第十号に掲げる講習を終了した者。当該講習を終了した後、初運転者期間が経過することとなるまでの間に、免許自動車等の運転に關しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反する行為をし、当該行為が当該講習に係る免許について政令で定める基準に該当することとなる者を除く。
五 改正により追加。
⑤ 略

② 更新を受けようとする者の義務

第〇一条の三（免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所を管轄する公安委員会（前条第一項の場合にあつては、その者の住所を管轄する公安委員会又は経由地公安委員会）次条第一項及び第二項において同じ。）が行う第八十条の二第二項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日（第八十一条の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日、次条第一項及び第二項並びに第八十一条の二第二項第十一号において同じ。）前六ヶ月以内に第八十条の二第二項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。
② 略

② 仮免許の取消し

第〇六条の二（一） 略
第〇六条の二（二） 第八十条の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないとき、同項の通知された期日におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。ただし、当該適性検査を受けたことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（通則）

第二十五条（一） 略
（二） 略
一 当該反則行為に係る車両等に関し法合の規定による運転の免許を受けていない者（法合の規定により当該免許の効力が

停止されている者を含み、第八十条の二の規定により国際運転免許証等当該車両等を運転することができることとされている者を除く。）又は第八十五条第五項から第九項までの規定により当反則行為に係る自動車等を運転することができないこととされている者。
二 略
③ 略

附則

（高速運転者標識表示義務に関する当面の措置）
第二十条 第七十条の五第二項の規定は、当分の間、適用しない。この場合において、同条第三項中「七十歳以上七十五歳未満」とあるのは、「七十歳以上」とする。

別表第一（第五十一条の四関係）

放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金の限度額
第四十四条 第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項若しくは第四十八条、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの	大型自動車、中型自動車、大型重被牽引車	三万五千円
第四十九条の三第三項若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車しているもの又は第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の三第四項の規定に違反しているもの	大型自動車、中型自動車、大型重被牽引車	二万五千円
略	略	略

別表第二（第二百二十五条、第二百三十条の二関係）

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
第二百十条第一号又は第二百十条第一号又	大型自動車、中型自動車、中	五万円

は第二項の罪に当たるとして、
（第二十二條の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時以上超える速度で運転する行為を除く。）以下略
型自動車、大型特殊自動車、トロッポバス及び路面電車（以下「大型自動車」という。）
略